

安来市告示第22号

安来市介護福祉士育成支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月19日

安来市長 田中武夫

安来市介護福祉士育成支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の介護保険事業所に勤務する介護従事者の資格取得を支援し介護人材の育成を推進するとともに、介護福祉士の確保及び定着を図り、市の介護体制の充実に資することを目的に、安来市介護福祉士育成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険サービス又は同法第115条の45第1項から第3項までに規定する地域支援事業を行う事業所をいう。
- (2) 介護福祉士試験 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第1項に規定する介護福祉士試験をいう。
- (3) 介護職員実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に規定する3年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士試験の受験資格を取得するための研修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内の介護保険事業所に勤務している者で、当該介護保険事業所を運営する法人に直接雇用されているもの
- (2) 市町村民税等を滞納していない者
- (3) 補助金を申請しようとする日（以下「申請日」という。）において介護福祉士試験を受験又は介護職員実務者研修を修了した者
- (4) 市内の同一の介護保険事業所に、申請日において3月以上継続して就労している者
- (5) 市外に住所を有する者は、市内の介護保険事業所で申請日から3年を超え

る期間継続して就業する意思のある者
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 介護福祉士試験の受験手数料及び登録手数料(以下「受験手数料及び登録手数料」という。)
- (2) 介護職員実務者研修の受講料及び教材費。ただし、教材費は研修の受講に際し必ず購入しなければならない教材に係る費用に限る。(以下「受講料等」という。)

2 前項各号に規定する補助対象経費は、勤務先である介護保険事業所又はその他の機関等から助成を受ける場合は、受験手数料及び登録手数料並びに受講料等から当該助成額を控除した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 受験手数料及び登録手数料の額に10分の10を乗じて得た額
- (2) 受講料等の額に10分の8を乗じて得た額

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助回数)

第6条 前条の補助回数は、次に掲げる回数とする。

- (1) 前条第1項第1号の補助回数は、同一人につき3回を限度とする。
- (2) 前条第1項第2号の補助回数は、同一人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、介護福祉士育成支援補助金交付申請書(様式第1号)に別表に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定し、介護福祉士育成支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の通知を受けた申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、

介護福祉士育成支援補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和7年4月1日以後に受験した介護福祉士試験及び修了した介護職員実務者研修について適用する。

別表（第7条関係）

対象種別	添付書類
介護福祉士試験	(1)受験票の写し又はこれに準ずる書類 (2)受験手数料及び登録手数料の支払を明らかにする書類の写し (3)就労証明書(様式第1号の2) (4)誓約書兼同意書(様式第1号の3)(第3条第5号に該当する者に限る。) (5)市町村民税の滞納がない旨を証明する書類 (6)債権者登録依頼書 (7)その他市長が必要と認める書類
介護職員実務者研修	(1)修了を証明する書類の写し (2)受講料等の支払を明らかにする書類の写し (3)就労証明書(様式第1号の2) (4)誓約書兼同意書(様式第1号の3)(第3条第5号に該当する者に限る。) (5)市町村民税の滞納がない旨を証明する書類 (6)債権者登録依頼書 (7)その他市長が必要と認める書類